

真摯

Shinshi

No. 70

所報タイトル「真摯」は所内で掲げる

平成 23 年度の目標です。

発行責任者 / 小林 政氏

発行日 / 2011 年 4 月 1 日



1309001 2000 認証取得
E06G1 0002RCS

ANAB

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルテイング

KOBAYASHI GONDON

小林合同会計

所長税理士 小林 政氏
税理士 山野 基尚 税理士 須賀 保雄

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

東日本大震災お見舞い

3月11日(金)に発生した三陸沖を震源とする東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

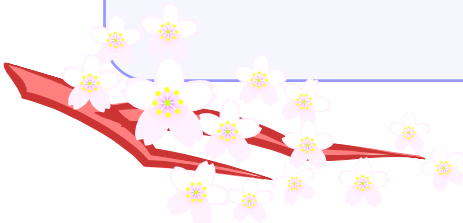
被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

今回の東日本大震災を受けて、財務省 国税庁が税制面の対応・救済措置を公表しましたのでご紹介させていただきます。(平成23年4月6日現在)

被災者支援や復興に向けて、今後より一層の税制面の対応・救済措置に注目が集まります。

申告・納付等の期限の延長措置について

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する納税者につきましては、平成23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が、すべての税目について、自動的に延長されることとなり、4月22日(金)予定の平成22年分所得税確定申告の振替納付日も延長することとなります。



② 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、以下のような事象が発生し、申告・納付等が出来ない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。

1. 今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難
2. 行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
3. 交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難
4. 地震の影響による、①納税者から預かった帳簿書類の滅失又は②申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
5. 税務署における業務制限(計画停電を含む)により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、上記の事象に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方につきましては、所轄税務署にご相談ください。



法人税確定申告書等用紙に係るお知らせ

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する法人
当分の間、申告書等用紙の発送を見合わせています。
申告書等用紙のご要望がある場合は、最寄りの税務署までご連絡願います。
- ② 秋田県、山形県に納税地を有する法人
平成23年2月決算法人の確定申告書及び平成23年8月決算法人の予定(中間)申告書(法人税及び消費税等)等の用紙については、平成23年4月中旬の発送となる予定です。

指定寄附金の指定について

3

財務省は平成23年東日本大震災に関し、中央共同募金会が募集する NPO 法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を、「指定寄附金」に指定する旨の告示を行いました。(3月15日付)

「指定寄附金」に指定されると、その寄附金については、次の税制上の優遇措置を受けられます。

- ① 個人が支出する寄附金：寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。)の対象となる。
- ② 法人が支出する寄附金：全額が損金算入の対象となる。

寄附金募集の詳細については、厚生労働省又は中央共同募金会のホームページ等を御参照ください。



雑損控除について

災害にあつて損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除の適用を受けることができます。

1. 損失の発生原因

災害、盗難、横領による損失が対象となります。

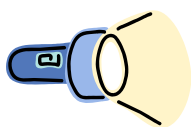
2. 対象となる資産の範囲等

生活に通常必要な資産に限られます。(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)

3. 手続

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告を提出する際に提示することが必要です。

損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。



計画停電について

当事務所の計画停電の実施エリアは「第4-Bグループ」となっております。

計画停電実施中は一時的に電話やファックス、メールなどが不通になる場合があります、また来所の際にエレベーターのご使用が出来なくなる等、皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

節電・停電対策

家庭での電気消費量が多いとされる各機器の特徴に合わせた節電の方法・対策等を紹介させていただきますので、参考にいただければと思います。

エアコン

冷暖房の設定温度を控えめにし、1日に1時間短縮する・こまめにフィルターを掃除する・ブラインドを設置する・窓や扉を開放したままにしないようにするなど様々な方法があります。

身体が冷えてしまったり汗をかいてしまう場合は、手や首を冷やしたり温めたりすることで体温を調節することができます。

冷蔵庫

設定温度を見直し、「強」ではなく「中」に変える・庫内の整理整頓を行う・冷蔵庫を壁から少し離して置くなどといった方法で節電することができます。

計画停電により一時的に止まってしまいますが、ペットボトルの容器で大きな氷を作っておき、停電中に庫内に入れると庫内を冷やすことができます。



照明器具・テレビ

テレビは視聴時間を短めにする・家族がそろってリビングに集まる・早めの就寝を心掛けるなど、小さなことの積み重ねが大切です。

また、LED電球の使用も電力・電気代の節約に効果的です。普通の白熱電球は年4回ほど取り換えが必要なのに対して、LED電球は約10年使うことができ、白熱電球の4～5分の1ほどの電力の削減になります。